

「『大気汚染と裁判』に係るホームページコンテンツの制作業務」に係る
企画の募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、「『大気汚染と裁判』に係るホームページコンテンツの制作業務」を実施します。

つきましては、今回業務を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 22 年 1 月 13 日（水）までに企画書等を提出してください。

平成 21 年 12 月 9 日
独立行政法人環境再生保全機構
予防事業部管理課

「『大気汚染と裁判』に係るホームページコンテンツの制作業務」に係る
企画募集要領

1. 目 的

機構では、大気汚染による健康被害の予防に資するため、これまで日本が経験してきた公害問題や日本の大気汚染裁判に関する資料・情報の収集・整備に努めてきたところである。これら資料・情報を現在の公害・環境問題の解決や未然防止に活かしていくためには広く国民に提供することが必要である。

近年、Web サイトは情報提供ツールとして広く活用されており、機構では、大気環境に関する情報を提供する Web サイト「大気環境の情報館 (<http://www.erca.go.jp/taiki>)」を開設している。

今般、「大気環境の情報館」のサイト内に新たなコンテンツ「大気汚染と裁判」を構築し、これまで収集・整備した貴重な資料・情報の中から公開可能な資料・情報や新たに日本の大気汚染裁判について必要な資料・情報を体系的、総合的に取り纏め、これらを広く国民に提供するものである。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

仕様書（3.（2）仕様書の配布方法）に基づき、企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は平成 21 年度からの 2 年間で 600 万円（消費税含む。）を予定していますので、これを目安に見積書を作成してください。

3. 問い合わせ先、仕様書の配布方法及び説明会の開催日時

(1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部管理課 担当：森田、鈴木

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9564

F A X：044-520-2134

e-mail：y-kanri@erca.go.jp

(2) 仕様書の配布方法

平成21年12月21日（月）17：00までの平日の10：00から17：00までの時間帯（ただし、12：00～13：00は除く）に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により、上記3（1）の問い合わせ先に次の内容（会社名、担当者名、連絡先、仕様書の受取方法（電子メール、FAX、郵送））をご連絡ください。後日、機構からご希望の方法により仕様書を配布します。

(3) 説明会の開催日時及び場所

平成21年12月21日（月）14：00～15：00 環境再生保全機構内 第3会議室

※参加は任意とします。

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を6部ずつ提出して下さい。

①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。
- ・ 企画書は1社当たり1案とすること。

②見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

③実施体制

④過去の主な類似業務実績（本業務に類似するホームページ制作実績等）

⑤会社概要

⑥その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成22年1月13日（水）までの次の時間帯とします。（土・日曜日、祝日を除く。）

午前10：00～12：00まで

午後 1：00～5：00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部管理課 担当：森田、鈴木

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階

電話：044-520-9564

FAX：044-520-2134

5. 審査等

審査に当たっては、提出された企画書について一次審査を行い、高い評価を獲得し選定された企画書に関する提案業者については、プレゼンテーションを実施していただきます。

なお、プレゼンテーション（30分程度（質疑応答5分含む））の日時、場所は後日連絡いたします。

※一次審査は、4社以上の応募があった場合のみ行います。

※プレゼンテーションは一次審査で選定された企画書のみで行います。

※請負業者決定までのスケジュールは以下を予定しています。

- | | |
|------------------|------|
| ・一次審査（書類審査） | 1月中旬 |
| ・二次審査（プレゼンテーション） | 1月中旬 |
| ・請負業者決定 | 1月下旬 |

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上